資料１－１

第３期医療費適正化計画中間案への意見対応票

１　岩手県保険者協議会からの意見

該当箇所	意見の内容	県の考え方・対応
【課題への対応】	特定健診等の受診率及び実施率の目標値は、現状値と大きく乖離していることから、目標達成に向けた全県的な取り組みのために、岩手県のリーダーシップのもと、具体的な施策を実施していただきたい。 また、来年度より国民健康保険の保険者として構成員に位置付けられる保険者協議会の場においても、これまで以上の保険者間の連携が深まるよう、県としての積極的な御指導を要望します。	県では、これまで、市町村や医療保険者の特定健康診査・特定保健指導従事者を対象としたスキルアップ研修会や課題対策検討会等を開催して、受診率等の向上に取り組んで参りました。 平成 30 年度からは、市町村と共同で国民健康保険の運営を担うこととなり、また、保険者協議会にも参画することになることから、各市町村国保の保健事業に対して積極的な助言や指導を行うとともに、医療保険者と連携を図りながら、取組を一層強化し、受診率等の向上を図って参ります。御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とさせていただきます。
【課題への対応】	喫煙は、がん、虚血性心疾患及び脳血管疾患などの罹患において大きな影響を与えることから、岩手県のリーダーシップのもと、関係機関との連携を図り、具体的な施策につなげていただきたい。 また、来年度より国民健康保険の保険者として構成員に位置付けられる保険者協議会の場においても、これまで以上の保険者間の連携を図れるよう、県としての積極的な御指導を要望します。	県では、これまで、各種の禁煙キャンペーン事業の実施や、受動喫煙防止対策指針に基づく公共施設の分煙・禁煙化の推進、登録事業の実施による飲食店、宿泊施設の禁煙・分煙化の推進等に取り組んできました。 今後は、喫煙・受動喫煙による健康への悪影響に関する普及啓発を一層実施するとともに、禁煙治療を行う医療機関の周知等により禁煙希望者に対する禁煙支援の取組の推進を図って参ります。

		また、県が国保の運営主体となることに伴い、保険者協議会にも参画する予定であることから、県内の医療保険者とこれまで以上に連携を図りながら、喫煙・受動喫煙防止対策に取り組んで参ります。御意見については、今後の施策の検討・推進等に当たっての参考とさせていただきます。
【現状と課題】・【課題への対応】	後発医薬品の使用割合は高いにもかかわらず、薬局調剤医療費の構成割合は全国平均を上回っていることから、【現状と課題】の項目に、データに基づいた詳細な記述を追加していただきたい。 また、上記に関する【課題への対応】の記述を追加することについても検討願います。	後発医薬品の使用は当然に医療費の抑制に効果があるものと考えられますが、本県以外にも後発医薬品の使用割合が高いにも関わらず調剤医療費が全国平均に比べて小さくない県は複数あるなど、後発医薬品の使用割合の大小と調剤医療費全体の大小との間には大きな相関関係は認められないところです。 調剤医療費の大小に影響を与える要因は、後発医薬品の使用割合だけでなく、例えば、高齢化率、高額薬剤の使用状況や医薬分業の進展度合いなど様々あると言われており、現状で、どういった要因が医療費にどれだけの影響を与えるのかということについて、詳細の分析はできていません。 したがって、現時点で計画に詳細な記述を追加することは困難ですが、国において都道府県における医療費データの調査分析の体制整備を支援するという方向性も示されており、保険者協議会と連携・協力しながら適正化の取組を進めるとともに、取組の評価や医療費の分析を行い、効果的な施策が展開できるよう努めます。

２　医療計画（中間案）のパブリックコメントで寄せられた意見

該当箇所	意見の内容	県の考え方・対応
7　医療費の見通し （２）本県の医療費の現状	全国値 122 千円にくらべて６千円高く…　⇒　６千円低く、ではないか。	ご指摘のとおり修正します。
7　医療費の見通し （２）本県の医療費の現状	本県の人口１人当たりの国民医療費 333 千円の約 2.3 倍となっています。とありますが、図表 2-45 についての文章でよいか。	ご指摘を踏まえ、数値及び文章を修正します。